

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第4号（平成19年3月28日）

行政組織規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、広域連合長の事務部局の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局の課及び班）

第2条 宮城県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第7号）に規定する事務局の課に、それぞれ次の班を置く。

総務課 総務班

企画財政課 企画財政班

電算課 電算班

保険料課 保険料班

給付課 給付班

（平成20年3月・一部改正）

（会計課）

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

2 会計課に会計班を置く。

（分掌事務）

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

組織管理に関すること。

人事管理及び福利厚生に関すること。

例規の審査に関すること。

情報公開及び個人情報保護に関すること。

選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関すること。

他の課に属さないこと。

(平成20年3月・一部改正)

第5条 企画財政課の分掌事務は、次のとおりとする。

関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。

広域計画に関すること。

議会に関すること。

財政計画及び予算に関すること。

各種統計及び広報広聴に関すること。

物品の出納及び保管に関すること。

財産の取得及び処分に関すること。

保健事業に関すること。

その他企画及び財政に関すること。

(平成20年3月・追加・平成24年3月・一部改正)

第6条 電算課の分掌事務は、次のとおりとする。

電算処理システムの運用管理及び調整に関すること。

電算処理システムネットワークの運用管理及び調整に関すること。

電算処理システムの改修及び開発に関すること。

電算処理システム及び審査支払業務に係る各種データの管理に関すること。

電算処理システムに係る連絡調整に関すること。

事務局のネットワークの運用管理及び調整に関すること。

その他電算業務に関すること。

(平成20年3月・旧第5条繰下)

第7条 保険料課の分掌事務は、次のとおりとする。

被保険者の資格判定に関すること。

被保険者の資格管理に関すること。

保険料率等の決定に関すること。

保険料の賦課決定に関する事。

保険料の減免に関する事。

保険料の軽減に関する事。

被保険者証の発行に関する事。

資格証明書の発行に関する事。

収納業務の総括に関する事。

一部負担金の減免に関する事。

一部負担金の限度額適用の認定等に関する事。

その他資格、賦課及び収納業務に関する事。

(平成20年3月・旧第6条繰下,平成21年3月・一部改正)

第8条 給付課の分掌事務は、次のとおりとする。

現物給付の審査及び支払に関する事。

現金給付の審査及び支払に関する事。

葬祭費の審査及び支払に関する事。

給付制限に関する事。

診療報酬の点検に関する事。

疾病分類に関する事。

事業月報等に関する事。

その他給付業務に関する事。

(平成20年3月・旧第7条繰下・一部改正,平成21年3月・平成24年3月・一部改正)

第9条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。

支出負担行為の確認に関する事。

支出命令の審査及び執行に関する事。

現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。

小切手の振出しに関すること。

財産の管理に関すること。

基金の運用に関すること。

決算の調製並びに監査書類及び諸表の調製に関すること。

指定金融機関に関すること。

(平成20年3月・旧第8条繰下・一部改正)

(分掌事務の裁定)

第10条 分掌の明らかでない事務は、次条第1項に規定する事務局長が裁定した課において分掌するものとする。

(平成20年3月・旧第9条繰下)

(職及び職務)

第11条 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。

(平成20年3月・旧第10条繰下)

第12条 事務局の各課及び会計課に、次の表の左欄の掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

職	職務
課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
班長	上司の命を受け、班の事務を掌理する。
主事	上司の命を受け、事務を掌る。

2 前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに特定事項を整理する。
主査	上司の命を受け、特定事項についての調査及び研究に当たり、並びに担当事務を整理する。

(平成20年3月・旧第11条繰下)

(職に充てる職員)

第13条 前条第1項及び第2項に規定する職は、事務職員をもって充てる。

(平成20年3月・旧第12条繰下)

(補則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(平成20年3月・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。